

## 船舶事故調査報告書

令和2年8月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	遊泳客負傷
発生日時	平成31年4月20日 13時50分ごろ
発生場所	東京都御蔵島村御蔵島南南西岸沖 御蔵島港ふ頭灯台から真方位180° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 51.2′ 東経139° 35.2′）
事故の概要	ドルフィンスイム船 <sup>リョウじん</sup> 竜神丸は、主機のクラッチレバーを前進に操作して右旋回した際、プロペラ翼が遊泳客に接触し、遊泳客が負傷した。
事故調査の経過	平成31年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ドルフィンスイム船 竜神丸、1.3トン TK3-10079（漁船登録番号）、個人所有 7.25m（Lr）×2.28m×0.86m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成20年3月 第230-50324号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年9月15日 免許証交付日 平成31年2月19日 （令和6年9月14日まで有効） 遊泳客A 男性 46歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊泳客Aほか遊泳客3人及びガイド2人（以下「ガイドA」及び「ガイドB」という。）を乗せ、 <u>い</u> るか <u>の</u> 近くで遊泳させるドルフィンスイムの目的で、平成31年4月20日13時30分ごろ御蔵島港を出港し、船長が、船体中央やや後方に設置された操舵スタンドの後方に立って操船し、 <u>い</u> るかを探しながら、御蔵島西岸沖を岸に沿って南進した。

	<p>船長は、御蔵島南南西岸沖で船首方にいるかを発見したので、機関を中立運転として漂泊し、遊泳客に、海に入る（以下「エントリー」という。）準備を指示し、エントリー準備のできた遊泳客からエントリーして良い旨を指示した。</p> <p>遊泳客Aは、エントリーして良い旨を指示した船長の声を聞き、シュノーケルの装着等を終えた後、近くにいたガイドAに念のためエントリーして良いか尋ね、ガイドAからエントリーして良い旨の返答があったので、本船の左舷中央部からエントリーし、プロペラに近づかないよう船首方に向けて泳ぎ始めた。</p> <p>船長は、船首方に見えるいるかを目視で追って確認していたところ、いるかが右舷船首方に移動し始めたのを認め、いるかに向けて発進することとし、遊泳客に船上での待機を指示した。</p> <p>ガイドAは、船長の様子から本船を発進させようとしていることに気づき、エントリーした左舷方の遊泳客Aに危険が及ぶと思い、船縁から遊泳客Aの頭部を触って知らせようとしたものの、知らせることができなかった。</p> <p>本船は、船長が、間もなく主機のクラッチレバーを前進に操作して右旋回したところ、13時50分ごろプロペラ翼が遊泳客Aの右足に接触した。</p> <p>船長は、ガイドAから遊泳客Aが既にエントリーしたと報告を受けたので、本船を反転させて遊泳客Aのそばに引き返したところ、遊泳客Aから負傷したことを伝えられ、右舷舷縁に梯子<sup>はしご</sup>を掛け、ガイド等と協力して遊泳客Aを船上に引き上げた。</p> <p>本船は、ガイドB等が遊泳客Aに止血等の応急処置を行い、船長が海上保安庁及び警察に、ガイドAが御蔵島観光協会にそれぞれ本事故の発生を通報し、御蔵島港に帰港した。</p> <p>遊泳客Aは、御蔵島村所有の車で診療所に移送された後、更に東京消防庁のヘリコプタで別の病院に搬送され、右中足骨開放骨折、右下腿皮膚剥脱創と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>一般社団法人御蔵島観光協会は、安全管理及び事故対応等を定めた‘みくらしマイルカウオッチングマニュアル’（以下「本件マニュアル」という。）を平成31年3月に御蔵島でドルフィンスイムを行っている全船舶に配布し、本件マニュアルの遵守を促していた。</p> <p>ガイドAは、乗船前、遊泳客全員に対し、ドルフィンスイムを行う際の注意事項として、指示があるまで勝手に水中に入らないこと、水中に入ったら速やかに船から離れること及び本船のプロペラ付近に近づかないこと等を説明していた。</p> <p>本船で行うドルフィンスイムは、ふだん、船長が、ポイントを選定し、遊泳客にエントリー準備を指示した後、準備のできた遊泳客から</p>

エントリーして良い旨を指示していた。

本件マニュアルによれば、船長及びガイドが遊泳客に対し、いるか発見からエントリーさせるまでの注意事項として、次のとおり記載されている。

- ①船長は、いるかを発見した際、遊泳客にエントリーの準備をさせる。
- ②ガイドは、いるかを発見した際、遊泳客がシュノーケルなどを正しく装着しているか確認する。
- ③ガイドは、船長の指示があるまで遊泳客をエントリーさせないよう注意する。
- ④ガイドは、遊泳客が初回のエントリーの際、特に注意して遊泳客の様子を伺う。
- ⑤ガイドは、船長からのエントリーの指示を遊泳客に伝える。
- ⑥船長は、遊泳客がエントリーした際、遊泳客にプロペラを近づけないように風向き及び行きあしを考慮して操船する。

ガイドAは、遊泳客Aからエントリーして良いか尋ねられた際、船長のエントリーして良い旨の指示を聞いていたので、エントリーして良い旨の返答をした。

ガイドAは、既にエントリーした遊泳客がいることをもっと早く船長に伝えるなどして、船長と緊密な連絡を行っていたら、遊泳客Aを本船から離れさせたり、本船の発進を止めたりすることができたかもしれないと本事故後に思った。

ガイドBは、本船が発進して反転した後、エントリーした遊泳客Aを認めるまで、まだ誰もエントリーしていないと思っていた。

船長は、エントリーして良い旨を指示した後、本船の船首方から右舷船首方に移動するいるかの動きに意識を向けていたので、遊泳客Aがエントリーしたことに気付かなかったと本事故後に思った。

船長は、船上での待機を指示して本船を発進させる際、エントリーして良い旨を指示してから船上での待機を指示するまでの時間がそれほど経っていなかったため、まだエントリーした遊泳客がいないと思い、主機のクラッチレバーを前進に操作して右旋回してしまったと本事故後に思った。

船長は、東京都から自然ガイド（御蔵島）の認定を受け、平成20年ごろからドルフィンスイムを目的とした運航を行っていた。

ガイドAは、東京都から自然ガイド（御蔵島）の認定を受け、平成29年ごろから年100回程度ドルフィンスイムのガイドを行っており、本船でのガイド経験が約200回であった。

ガイドBは、東京都から自然ガイド（御蔵島）の認定を受け、平成15年ごろからドルフィンスイムのガイドを行っており、本船でのガイド経験が約400回であった。

	<p>遊泳客Aは、平成20年ごろから御蔵島でドルフィンスイムを行うようになり、これまで80回ぐらい経験があった。</p> <p>遊泳客Aは、本事故時、マスク、シュノーケル、ウェットスーツ及びフィンを着用し、ウエイトを装着していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、御蔵島南南西岸沖において漂泊中、船長が、遊泳客にエントリーの指示を行ったのち、船上での待機の指示を行い、まだエントリーした遊泳客がいないと思い、主機のクラッチレバーを前進に操作して右旋回したことから、プロペラ翼がエントリーした左舷方の遊泳客Aに接触し、遊泳客Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、エントリーの指示を行ってから船上での待機の指示を行うまでの時間がそれほど経過していなかったことから、まだエントリーした遊泳客がいないと思ったものと考えられる。</p> <p>ガイドAは、船長の様子から本船を発進させようとしていることに気付いた際、船長と緊密な連絡をとっていなかったことが、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、御蔵島南南西岸沖において漂泊中、船長が、遊泳客にエントリーの指示を行ったのち、船上での待機の指示を行い、まだエントリーした遊泳客がいないと思い、主機のクラッチレバーを前進に操作して右旋回したため、プロペラ翼がエントリーした左舷方の遊泳客Aに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長、ガイドA及びガイドBは、本事故後、再発防止のため、次の改善措置をとった。</p> <p>船長が遊泳客にエントリーの指示を行う際、遊泳客全員に手を挙げてもらふことでエントリー準備の完了を示してもらい、遊泳客全員のエントリー準備が完了したことを船長及びガイド全員で確認する。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、発進する際、遊泳客が船上にいること又は船舶の周囲にいないことを確認すること。</li> <li>・ガイドは、船長と緊密に連携を保つとともにエントリーの準備及びエントリーの開始を明確に周知したのち、遊泳客にエントリーを開始させること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

